小商工第１４４号

令和元年７月２日

会員各位

小山町商工会商業部会

部会長　湯山　廣

令和元年度　特産品開発事業の募集について

標記の件につきまして、商工会では小山町の地域資源や特性を活かした特産品（サービスの提供を含む）の開発及びその販売を促進することにより、事業所の持続的発展及び地域の活性化を図ることを目的とした事業に対し助成金の支援をします。

つきましては、下記内容を確認の上、申請して頂きますようご案内致します。

記

１　申込期限　　　１次募集　令和元年７月３１日（水）

２次募集　上記以降も、予算の枠内において継続して募集することがあります。

※受付を終了する場合は、商工会ホームページでお知らせします。

２　申込先　　　　小山町商工会

３　提出書類　　　①特産品開発事業助成金交付申請書（様式第１号）

②事業計画書・収支予算書（任意様式）

　　　　　　　　　※商工会窓口・小山町商工会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

４　助成金内容

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 対象事業 | 小山町の地域資源や特性を活かした特産品の開発（サービスの提供を含む） |
| 対象者 | 小山町商工会員 |
| 助成金額 | 助成対象経費合計の３分の２以内  上限１００,０００円とする（１,０００円未満切り捨て）  １会員年１回限りとする。 |
| 募集件数 | １０件程度 |
| 助成対象経費 | （１）謝金（講師、専門家等謝金）  （２）旅費（講師、専門家等交通費）  （３）研究開発費（原材料、デザイン料、工具備品購入費）  （４）事務費（消耗品等）  （５）その他審査会で認めた費用 |
| 事業期間・助成金の請求 | 助成対象事業の完了後、３０日後又は令和２年２月２０日のどちらか早い日までに、請求書（様式第２号）、事業報告書、支払いが確認出来るものを商工会に提出できる事業とする。 |
| 交付の確定及び支給 | 商工会は、請求があったときは、内容を速やかに審査した上で、その適否及び助成金額を確定し、支給します。 |
| その他 | 本年度は募集期限が７月３１日までの為、期限以前の事業は対象となりませんのでご承知おきください。 |

事業の詳細、ご不明点等につきましては、商工会（電話　７６－１１００）担当安藤まで

お問合せください。